

廿日市市成年後見セミナー

「成年後見制度と廿日市市の成年後見利用促進」

令和4年10月10日

弁護士 水中誠三

於 廿日市市総合健康福祉センター

1 成年後見制度が制定された背景を教えてください

高齢社会の進行により、一人では通常の世界生活を送ることのできない高齢者が増加し、将来さらに著しく増加することが明らかです。高齢者の中には、財産管理能力や判断能力の低下した高齢者もおられ、その支援制度の検討が必要となったのです。

2 成年後見制度の基本理念を教えてください

能力が減少した高齢者も健常者と同じ人間であり、制定される制度は能力の減少した高齢者の人間としての尊厳が図れるものでなければなりません。

制定される制度は、高齢者の自己決定権を尊重し、残存能力の活用を図るものでなければなりません。

制定される制度は、低下した能力を第三者によって補い、社会全体で支え、社会の中で共に生きていくことが求められる。

基本理念は、高齢者だけでなく知的障害等の障害を持った人にも同様に適用される。

3 成年後見制度にはどのような制度がありますか

法定後見制度と任意後見制度の二つの制度があります。

法定後見制度は、本人の判断能力の低下の程度に応じて、補助類型、保佐類型、後見類型の3類型が規定されています。内容は「別紙1」のとおりです。

任意後見制度は、まだ判断能力のある人が、自分で信頼できる人を見つけ、その人との間で、もし自分の能力が衰えたら、自分に代わって、自分の財産を管理してもらうことや、必要な契約などを締結してもらうことを依頼し、これを引き受けてもらう契約です。公正証書で契約しなければならず、契約の効力発生のためには、家庭裁判所による任意後見監督人の選任が必要です。

4 成年後見制度は財産管理のための制度なのですか

成年後見制度は、民法上の制度であり、本来、被後見人等の財産管理の制度との側面を強く持っています。しかし、介護サービスが措置から契約に移行した（高齢者だけでなく、知的障害その他の精神上の障害を持つ人についても移行しました。）ことにより、成年後見人等

による被後見人等に対する適切な支援があつてこそ措置から契約化の意義が生かされることとなります。その意味で成年後見制度自体が単なる民法上の財産管理の制度に留まらず、本人が望み、必要な福祉サービスを受けるためのプラットフォームとなるべき福祉法的制度になったのです。

5 成年後見制度利用促進法は何故制定されたのですか

- (1) 2016年（平成28年）4月8日に成立し、同年5月13日から施行されました。
- (2) 認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあうことが、高齢社会における喫緊の課題であり、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない（同法第1条 目的）との認識が強まったためです。

6 成年後見制度利用の現状と問題点を教えてください

- (1) 成年後見制度の利用状況については、平成27年が19万1千人、令和2年が23万2千人であり、増加傾向にあります。
- (2) 申立人と本人の関係ですが、令和2年では、市区町村長が最も多く全体の約23.9%、次いで本人の子が約21.3%、本人が20.2%の順となっています。
市区町村長の申し立て件数は、平成27年が17.3%ですから増加傾向にあります。因みに広島県は令和2年は29.2%（814件中238件）でした。
成年後見人等と本人の関係ですが、令和2年では、成年後見人等就任者の約19.7%が親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹等）であり、約80.3%が親族以外の第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士、社協等）です。
- (3) 2025年（令和7年）には、認知症高齢者は約700万人（65歳以上高齢者の約5人に1人）と言われているにもかかわらず、利用者約23万人では必要な人に制度が利用されていない可能性があります。
- (4) 利用不十分な理由としては、制度が十分に知られていない、制度が利用しにくい、一定の事務量が必要にもかかわらず対応が不十分などが考えられます。

7 成年後見制度利用促進法はどのような内容の法律ですか

(1) 成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。

利用促進のための①基本理念（同法3条）、②国の責務など（同法4条～10条）を明らかにし、③基本方針その他の基本となる事項を定める（同法11～12条）とともに、④成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すると規定し（同法13条～22条）、⑤地方公共団体の措置（同法23条）として、例えば、市町村の措置として、成年後見制度の利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定や審議会その他の合議制の機関の設置を努力義務として規定しています。

(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律のイメージ図は「別紙2」のとおりです。

(3) 成年後見制度の利用の促進に関する施策を具体的に推進することを目的として、①平成29年3月24日、第一期成年後見制度利用促進基本計画（平成29年度～令和3年度）が閣議決定され、令和4年3月25日、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）が閣議決定されました（同法12条関係）。

8 第一期成年後見制度利用促進基本計画はどのような計画でどのように実現されたのですか

(1) 成年後見制度利用促進基本計画の工程表が作成されています。・・・「別紙3」

(2) 地方にとって特に重要なのは、Ⅳの項目です。同項は、「地域連携ネットワークづくり」を基本計画とし、具体的には、①市町村による中核機関の設置、②地域連携ネットワークの整備に向けた取り組みの推進を目標としています。

(3) 「地域連携ネットワーク」とは、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みのことです。

(4) 「地域連携ネットワーク」のイメージを教えてください

「別紙4」のとおりです。廿日市市権利擁護支援地域連携ネットワークの仕組みもこのイメージに基づいて作られています。

(5) 地域連携ネットワークの機能を教えてください

①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能（受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・支援、関連制度からの

スムーズな移行)、④後見人支援機能の4つが位置付けられています。

(6) なぜ地域連携ネットワークが重要なのですか

ネットワークによる支援（見守り・バックアップ）が、支援方法として適切と考えられるからです。

本人は、なじみの支援者等とのネットワークやチームによる支援により安心します。

本人の孤立化を防止し、適切な時期に成年後見人を選任することができます。

複数人による適切な意思決定が可能となります。

地域社会での生活を後見人一人が支えることは無理であり、後見人の孤立化を防止することができます。

成年後見人の独善的なかわりを防止することを含め、不正防止につながります。

(7) なぜ「中核機関」が必要なのですか

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う機能を持つ司令塔が必要です。

「協議会」等を適切に運営するための事務局が必要です。

個別のチームを支援する進行管理機関が必要です。

9 第二期成年後見制度利用促進基本計画はどのような計画ですか

(1) 第一期計画で達成できなかった点や今後さらに認知症高齢者が増加するなど、今後成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大する見込みに適切に対応する必要があるため第二期計画が策定されました。

(2) 第二期計画の対象期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間であり、第一期同様5年間の工程表が策定されています。

(3) サブタイトルは、「～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」です。

地域共生社会の実現と地域社会への参加の視点が重視され、成年後見制度の利用促進は、単に利用者の増加を目的とするものではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならないとしています。

10 まとめ

- (1) 日本の高齢化の進行速度は世界一速いといわれます。高齢者は増加し、今後さらに増加します。これに伴い認知症高齢者や介護を必要とする高齢者も増加します。
- (2) 介護を必要とする高齢者の介護を行っていたのは、かつては家族であり、地域でした。しかし、少子高齢化、女性の社会進出、などで家族による介護は難しくなり、地域の過疎化により地域による介護も難しくなりました。そこでみんなでお金を出し合って、みんなで助け合い、共に生きていこうと考えられるようになりました。
- (3) 介護サービスの提供主体は拡大され事業者が中心になりました。そして、サービス提供事業者とサービス利用者は介護サービス提供契約をすることによってサービス提供を受けるというシステムが採用されました。よく措置から契約へと言われますが契約型福祉社会の始まりです。
- (4) 契約は対等な当事者を前提として初めて成立します。しかし、認知症高齢者とサービス提供事業者とは判断能力が対等ではありません。そこで両者を対等にする制度が必要となります。低下した判断能力を第三者が補うことによって対等にする方法として、成年後見制度が採用されました。成年後見制度は、単なる民法上の財産管理の制度に留まらず、本人が望み、必要な福祉サービスを受けるためのプラットフォームとなるべき福祉法的制度なのです。